資料２－２

令和８年度

富里市国民健康保険事業計画（案）

富里市健康福祉部国保年金課



1　富里市国民健康保険の現状と課題

これまでの実績から見える富里市の国民健康保険の現状として、被保険者数は減少し、団塊の世代が後期高齢者医療保険へ移行していることから高齢者の割合が減少しています《図1参照》。

全体の医療費は減少傾向となっていますが、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費が減少していない状況です《図２参照》。

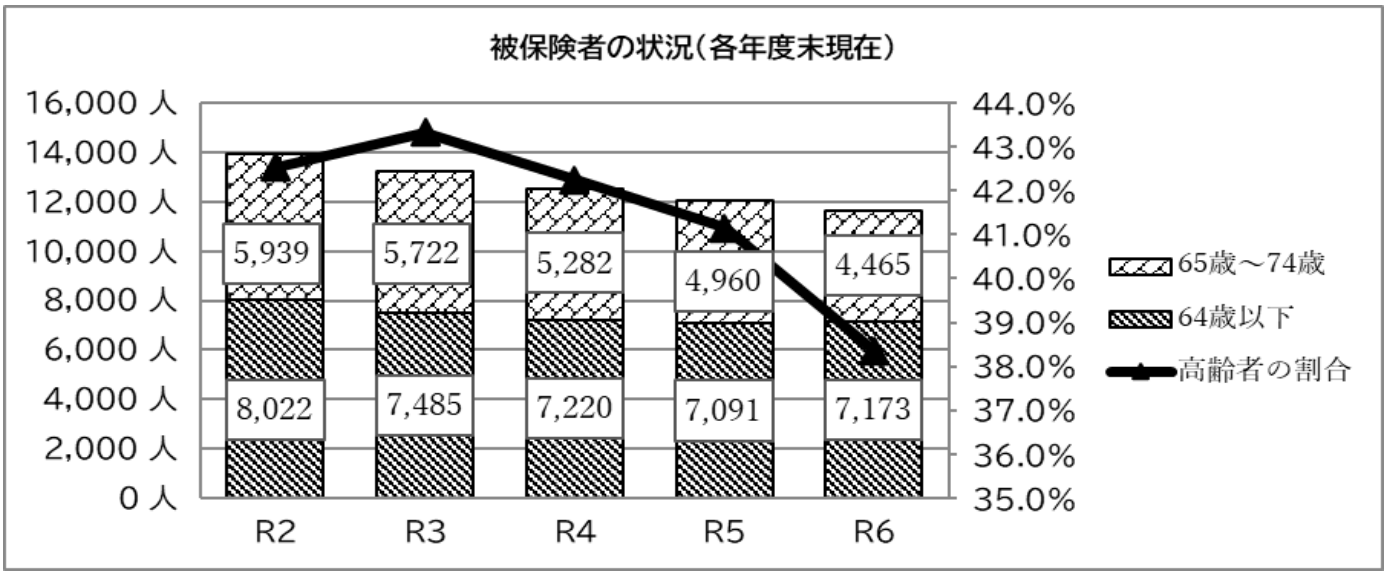
国民健康保険税については、現年課税分の調定額と収納額に大きな変化はありませんが、収納率は前年度を下回っています。滞納繰越分の調定額は横ばいで、収納額が増加したため、収納率は微増となっています。《図３参照》。

令和６年３月に第２期千葉県国民健康保険運営方針が策定され、国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から、将来的には「被保険者の所得と世帯構成が同じであれば県内どの市町村に住んでも同じ保険料になること（保険料水準の統一）」を目指すことが示されました。

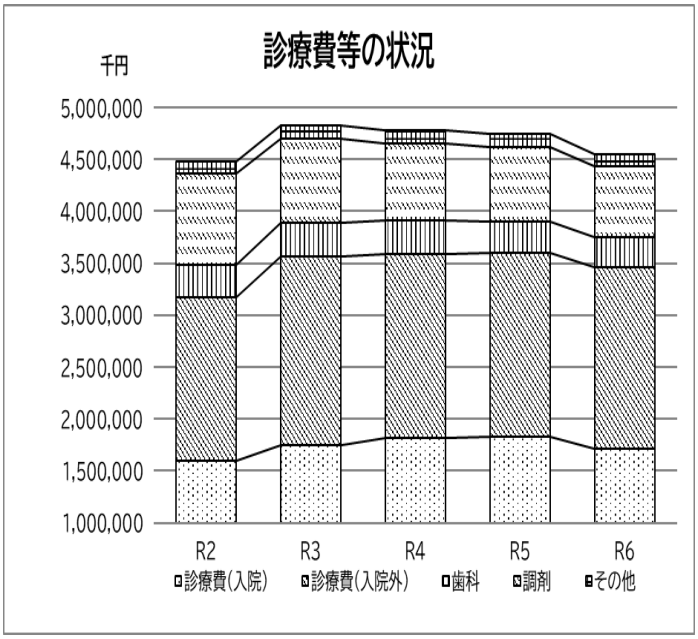
それにより、令和１２年度までに決算補填目的の一般会計繰入金を解消すること、新たに決算補填目的の一般会計繰入金が発生した場合も、令和１２年度までに解消することとされました。本市では、令和７年９月に策定した「富里市国民健康保険財政運営方針」に基づき、令和８年度から令和１０年度にかけて段階的に国保税率の改定を行い、今後は税収の確保と収納率向上を図りながら、国民健康保険制度の健全な運営に取り組む必要があります。

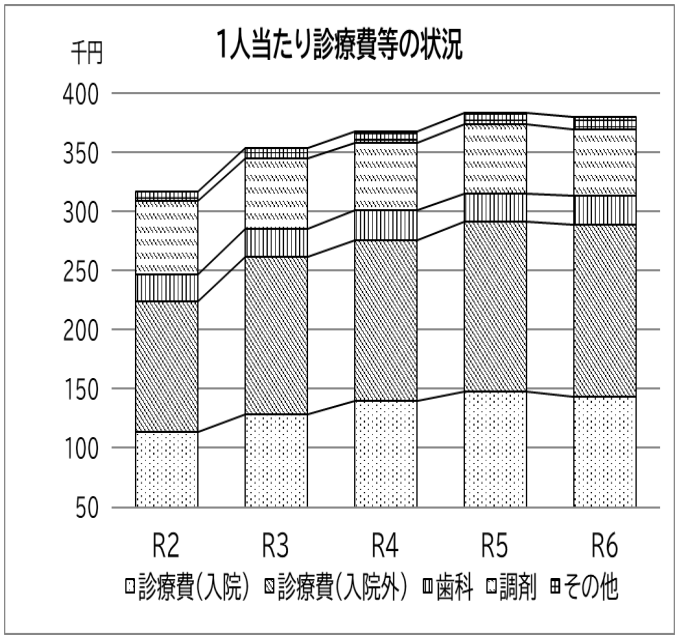


（図1）

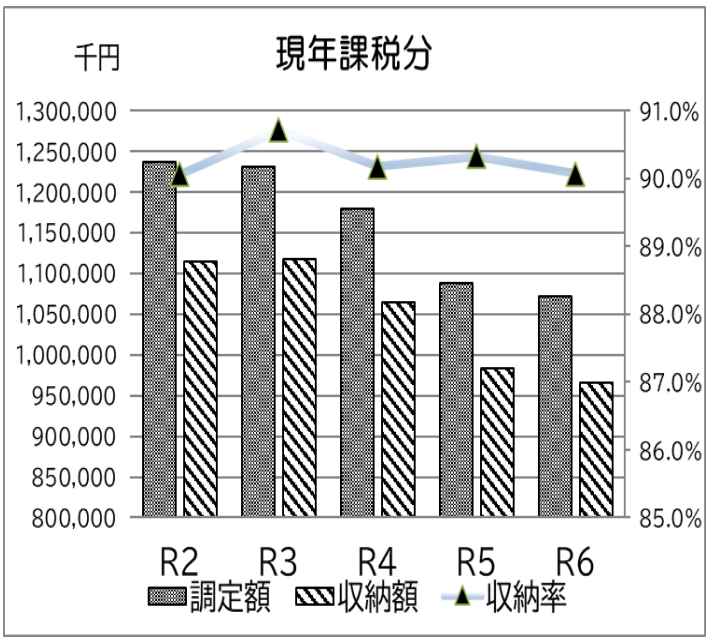

被保険者の状況（各年度末現在）
16,000 人
14,000 人
12,000 人
10,000 人
8,000 人
6,000 人
4,000 人
2,000 人
0 人
44.0%
43.0%
42.0%
41.0%
40.0%
39.0%
38.0%
37.0%
36.0%
35.0%
5,939
5,722
5,282
4,960
4,465
8,022
7,485
7,220
7,091
7,173
R2
R3
R4
R5
R6
65歳～74歳
64歳以下
高齢者の割合

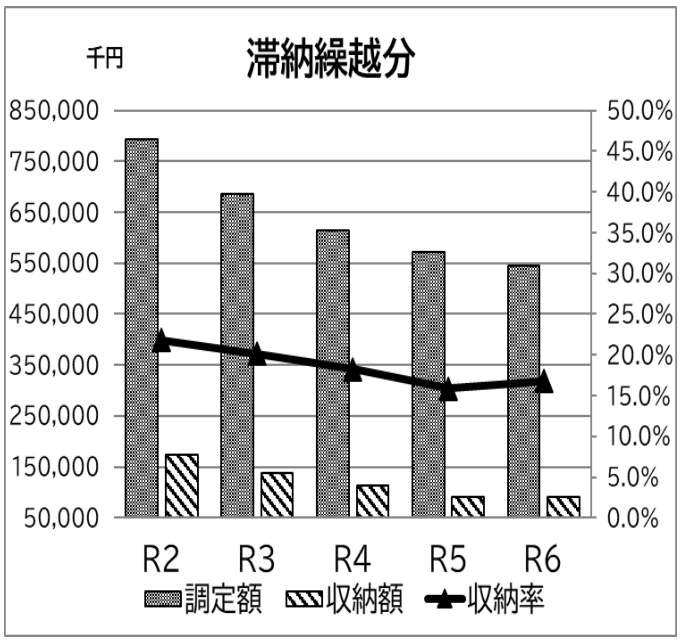
（図2）


診療費等の状況
千円
5,000,000
4,500,000
4,000,000
3,500,000
3,000,000
2,500,000
2,000,000
1,500,000
1,000,000
R2
R3
R4
R5
R6
診療費(入院)
診療費(入院外)
歯科
調剤
その他


1人当たり診療費等の状況
千円
400
350
300
250
200
150
100
50
R2
R3
R4
R5
R6
診療費(入院)
診療費(入院外)
歯科
調剤
その他

（図3）


千円
現年課税分
1,300,000
1,250,000
1,200,000
1,150,000
1,100,000
1,050,000
1,000,000
950,000
900,000
850,000
800,000
91.0%
90.0%
89.0%
88.0%
87.0%
86.0%
85.0%
R2
R3
R4
R5
R6
調定額
収納額
収納率


千円
滞納繰越分
850,000
750,000
650,000
550,000
450,000
350,000
250,000
150,000
50,000
50.0%
45.0%
40.0%
35.0%
30.0%
25.0%
20.0%
15.0%
10.0%
5.0%
0.0%
R2
R3
R4
R5
R6
調定額
収納額
収納率

2　基本方針

「富里市国民健康保険財政運営方針」に基づき、国民健康保険財政健全化を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を目指すとともに、引き続き収納率向上及び適正な賦課に努め、財源の確保を図ることが必要です。

また、医療費の適正化や被保険者の健康増進のため、特定健診、人間ドック等をはじめとする保健事業の充実が重要です。

これらのことから、次のとおり重点施策を定めその遂行に努めます。

3　重点施策

1　国民健康保険税の収納率向上対策の推進

国民健康保険の健全な財政の維持強化を図るため、納税課と連携し収納率の向上を図ります。外国人被保険者に対する制度周知を図るとともに、滞納者については、入国管理局と連携し対応することに加えて、新たに外国語を話す人材を活用した電話勧奨を行うことで、収納率の向上を図ります。

2　医療費適正化対策の推進

国民健康保険制度を持続的に運営していくため、被保険者一人ひとりが医療機関の適正受診を心がけ、医療費の抑制につながるよう、医療費適正化事業を実施します。

3　保健事業の充実

第３期データヘルス計画（令和６年度～令和11年度）に基づき、被保険者の健康寿命の延伸に向けて各種保健事業を実施します。

4　重要事項の調査研究

国保特別会計の健全運営のため、医療費等の推移の分析及び税率・繰入等について、国・県の動向に注視していきます。



4　具体的な取組

重点施策	基本目標	具体的な施策	実施期間
1　国民健康保険税の収納率向上対策の推進	（1）徴収体制の強化	資格管理・賦課は国保年金課、収納・滞納処分は納税課とします。入国管理局と外国人滞納者の通報スキームを締結し、徴収体制の強化を図ります。	令和８年４月～令和９年３月
	（2）滞納処分の強化	悪質な滞納者に対する差押等の滞納処分を強化するため、納税課と連絡を密にして取組みます。	随時
	（3）休日納付相談の実施	毎月第４日曜日に休日納付相談を実施し、納税に対する理解を求めるとともに、納税意識の向上を図ります。	随時
	（4）口座振替の推進	市広報紙、市公式ホームページに、口座振替原則化を掲載し、口座振替申込みを促進します。	令和８年４月
		納税通知書送付時に口座振替申込はがきを同封します。	令和８年７月
		ペイジーによる口座振替申込サービスを周知し、申込の促進を図ります。キャッシュカードによる申し込みのため、開始までの期間が短縮できることや、銀行届出印が不要になり、納税者の利便性が向上します。	随時
	（5）保険税賦課事務の適正化	未申告者に対して、簡易申告書を送付し、申告の催促を行うことにより未申告の解消を図ります。市広報紙や市公式ホームページに低所得者に対する国保税軽減措置について掲載し、制度の周知を図ります。	令和８年８月
	（6）納付しやすい環境の整備	納期限に係る分割金額の平準化を図るため、期別調整端数単位 1,000 円単位から100円単位に変更し、納付回数を８回から９回に増やすことで納付しやすい環境を整備します。	令和８年４月～令和９年３月
	（7）外国人人材を活用した徴収体制の強化	言語の問題から制度の周知や納付勧奨が困難となっている外国人被保険者に対し、外国語を話す専門オペレーターを配置し、電話や文書等による納付勧奨を行うことにより、納付意識の高揚と累積滞納の防止を促します。	令和８年４月～令和９年３月



重点施策	基本目標	具体的な施策	実施期間
1　国民健康保険税の収納率向上対策の推進	(8)制度周知の徹底	被保険者の知識及び納付意欲の向上のためのパンフレットを配布し、市公式ホームページ及び市広報紙への掲載を通じて制度の周知を図り、納期内納付を推進します。 外国人被保険者が増加していることから、制度の概要や納付方法を記載した多言語対応のパンフレットを作成し、加入手続きの際に制度の周知徹底に努めます。	適宜
2　医療費適正化対策の推進	(1)適用適正化の推進	オンライン資格確認システムや国民年金被保険者記録から社会保険加入者を把握し、文書により資格喪失届の手続きの勧奨を行います。届出期間後は職権により資格喪失を行います。	令和8年4月～ 令和9年3月
		居住不明被保険者について、現地調査による不居住を確認後、市民課へ職権消除依頼をして資格の適正化を図ります。	令和8年4月～ 令和9年3月
	(2)レセプト点検等の充実	レセプトの内容点検を年4回委託により実施します。疑義レセプトの再審査請求を審査機関へ提出し、診療報酬支払の適正化を図ります。	令和8年4月～ 令和9年3月
	(3)医療費通知の送付	世帯主あてに医療費の額を年3回通知することで、医療費と健康に対する認識を深めてもらい、医療費適正化を図ります。	令和8年4月～ 令和9年3月
	(4)ジェネリック医薬品差額通知の送付	世帯主あてにジェネリック差額通知を年2回通知することで、医療費適正化と健康に関する啓発を行います。	令和8年4月～ 令和9年3月
3　保健事業の充実	(1)人間ドック等の助成	40歳以上の被保険者を対象とし、利用申請により市が検査費用の一部を助成します。 【人間ドック】検査費用の7割(上限額3万5千円) 【脳ドック】検査費用の5割(上限額2万円)	令和8年4月～ 令和9年3月
	(2)特定健診(集団健診)の実施	40歳以上の被保険者を対象とし、すこやかセンター・北部コミュニティセンターで実施します。 被保険者の健康状態を把握し、生活習慣病の予防改善や医療費の適正化を目指します。	令和8年5月～ 令和8年9月
	(3)特定健診(個別健診)の実施	40歳以上の被保険者を対象とし、市内契約医療機関で実施します。 市外医療機関での実施拡大に向けて検討します。	令和8年5月～ 令和8年11月

重点施策	基本目標	具体的な施策	実施期間
3　保健事業の充実	(4)特定保健指導の実施	特定健診結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方に対して、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善から生活習慣病を予防することを目的とします。	令和8年4月～令和9年3月
	(5)生活習慣病予防セミナーの実施	特定健診結果から、一定以上のリスク対象者及び全市民を対象に実施します。 病態への正しい知識を習得し、運動や食事など生活習慣の改善に取り組むことで、疾病の発症予防及び重症化を予防することを目的とします。	令和8年9月～令和9年3月
	(6)糖尿病性腎症重症化予防の推進	特定健診結果から、糖尿病の重症化リスクを有する者に対して、医療機関と連携し食生活の改善や日常生活の指導等を行うことで、糖尿病の重症化予防及び人工透析導入の防止または導入時期を遅らせ、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的とします。	令和8年9月～令和9年3月
	(7)重複頻回多剤保健指導の実施	レセプトから、重複頻回受診及び重複多剤投与者に対して適正受診及び適正服薬を促し、健康被害の防止、健康保持または改善や医療費の適正化を目的とします。	令和8年4月～令和9年3月
4　重要事項の調査研究	(1)特別会計の健全な運営	制度改正や法の改正等に注視し、適切に対応します。	令和8年4月～令和9年3月



とみさと元気なまち宣言文

豊かな美しい自然に包まれた富里市で、元気でいきいきと暮らし続けることが私たちの願いです。

市制２０周年を契機に、心をひとつにして「躍動するとみさと」をつくるために、富里市を「元気なまち」とすることを宣言します。

１　富里で育った野菜をはじめ、バランス良く、おいしく、楽しく食べて、元気な身体づくりに取り組みます

１　定期的に自分の身体の状態を確認し、自分に合った運動を楽しく続けて、健康づくりに取り組みます

１　地域のつながりを大切に、互いに声をかけ合い、共に支えあう地域づくりに取り組みます

令和４年１０月８日　　富　里　市

